

使用済み核燃料の最終処分に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年八月八日

参議院議長 西岡武夫 殿

水野賢一



## 使用済み核燃料の最終処分に関する質問主意書

現在我が国の法制度では、原子力発電所から出る使用済み核燃料について、再処理後に、高レベル放射性廃棄物をガラスと混ぜて固めたガラス固化体として地層処分する計画になつてゐる。しかし諸外国では、再処理をせずに「ワンススル」で最終処分する方針をとつてゐる国もあると聞く。そこで以下質問をする。

一 原子力発電所から出る使用済み核燃料について、再処理をした上で地層処分する国の名前と再処理をせずに「ワンススル」で地層処分する国の名前を、政府の知る範囲で明らかにされたい。

二 原子力発電所から出る使用済み核燃料について、再処理をした上で地層処分した場合と「ワンススル」で地層処分した場合にかかる費用について、政府は比較考量をしているのか。している場合はその内容と結果を明らかにされたい。していない場合は理由を示されたい。さらに今後、比較考量するつもりがあるかどうかについても見解を示されたい。なお現在、比較考量していなくとも過去にしていたことがあるとすれば、その内容と結果も明らかにされたい。

三 政府として原子力発電所から出る使用済み核燃料について、「ワンススル」で地層処分する考えはあるか。

右質問する。

